

練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱

17 練土計第 634 号

平成 18 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）および同条例施行規則（平成 18 年 3 月練馬区規則第 26 号）における生活幹線道路（以下「生幹道」という。）について必要な事項を定めるとともに、生幹道の体系的な整備を促進し、区民生活の安全性・利便性の向上と、良好な市街地の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 生幹道

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路で、区長が選定し都市計画マスタープランで位置付けられたものをいい、路線の位置および幅員については、別添図のとおりとする。

(2) 整備促進路線

生幹道のうち、早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、区長が指定したものをいう。

(3) 今後整備を要する路線

生幹道のうち、整備促進路線（以下「促進路線」という。）、事業に着手している路線および整備済の路線を除くものをいう。

(4) 計画幅員

区長が促進路線を指定する際に定める幅員をいう。

(5) 計画予定幅員

今後整備を要する路線における幅員をいう。ただし、都市再開発法（昭和 44 年 6 月 3 日法律第 38 号）第 2 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する再開発促進地区や都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 14 条の 2 に規定する地区計画等において、幅員が定められている区間については、それに拠るものとする。

(事業化)

第 3 条 区長は、生幹道のうち、促進路線として指定したものの中から沿道の状況等を勘案して事業に着手する。

(変更)

第 4 条 区長は、当該要綱および当該要綱に基づいて定めた事項を変更する必要があるかになった場合、遅滞なく変更しなければならない。

(生幹道の整備に関する協力)

第5条 区長は、促進路線に接する土地において建築物を建築しようとする者に対し、当該建築物を促進路線の区域外で建築する旨の協力を求めることができる。ただし、当該促進路線の区域外で建築することが土地利用の権利を著しく制限する場合または地形等によりやむを得ないと認められる場合には、当該建築物が、つぎに掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転しまたは除却することができるものとするよう、協力を求めることができる。

- (1) 区画整理、再開発等の市街地開発事業等の支障にならないこと。
 - (2) 階数が3以下および高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 - (3) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - (4) 建築物が促進路線の内外にわたる場合は、将来において、生幹道の区域内の部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。
- 2 区長は、今後整備を要する路線に接する土地において建築物を建築しようとする者に対し、計画予定幅員に配慮した建築を求めることができる。
- 3 区長は、生幹道に接する土地における都市計画事業およびこれに準ずる事業、ならびに東京都その他公的機関等の行う開発行為等の事業に対し、前2項に定めるもののほか、区長が必要と認める措置を求めることができる。

(用地の買取り請求)

第6条 区長は、条例第120条第2項に規定するもののほか、促進路線について土地所有者から生幹道用地として買取りを請求したい旨の申出があった場合、必要性等を勘案し、先行的に用地取得を行うことができる。

- 2 区長は、先行的に用地取得を行う場合、当該土地所有者に対し、予算の範囲内において、つぎの各号の補償を行うことができる。
- (1) 条例の適用を受ける開発事業については、開発区域内に配置される道路および接する道路の範囲を超える部分の用地費。
 - (2) 前号以外の場合、用地費の補償を行う対象区域は、既存の助成制度等との整合を図りつつ、区長が判断する。
- 3 第1項の規定による申出は、第1号様式により行うものとする。
- 4 区長は、買取りの意思の有無または買取り予定時期について決定したときは、第2号様式により回答するものとする。

(用地の先行的取得について)

第7条 区長は、条例の適用を受ける開発事業が、促進路線および今後整備を要する路線に接し、かつ、事業に着手している路線に近接する場合、もしくは一定区間の整備による効果が見込める場合において、先行的に用地を取得することができる。

2 区長は、先行的に用地取得を行う場合、当該土地所有者に対し、予算の範囲内において、つぎの各号の補償を行うことができる。

(1) 条例の適用を受ける開発事業については、開発区域内に配置される道路および接する道路の範囲を超える部分の用地費。

(2) 前号以外の場合、用地費の補償を行う対象区域は、既存の助成制度等との整合を図りつつ、区長が判断する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。